2026年11月5日

各　位

上場会社名	株式会社エディオン
代表者の役職氏名	代表取締役会長執行役員CEO 久保　允誉
コード番号	2730（東証プライム市場）
問い合わせ先	取締役常務執行役員 経営企画本部長 石田 亜紀

自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付に関するお知らせ
（一括取得型自己株式取得（ASR）による自己株式取得）

当社は、2026年11月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたが、その具体的な取得方法について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、今般の自己株式の取得の一部を一括取得型自己株式取得（ASR）による方法で行うことに伴い、当社は、同日開催の取締役会において、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社（以下「モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券」という。）を割当予定先とした第三者割当による第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行について決議し、本日付でモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券との間で本新株予約権の割当て等に関する契約（以下「本割当契約」という。）を締結しましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、上記の自己株式取得に係る事項の決議の詳細については、本日付で公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご参照ください。

記

１．自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を通じて、株主の皆様への一層の利益還元と、機動的な資本政策を遂行するため。

２．取得の方法

当社は、2026年11月9日から2026年11月13日のいずれかの取引日における東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の当社普通株式の普通取引の終値（以下「本買付価格」といいます。）で、その翌取引日である2026年11月10日から2026年11月16日のいずれかの取引日（以下「本買付日」といいます。）に自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付の委託を行い、50億円に相当する自己株式を取得する予定です（以下「本自己株式取得」といいます。）。

今回の取得において、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券より、取得総額約50億円に相当する株数の売付注文がなされる予定となっておりますが、後述のとおり、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券からの取得分に関しては、当社の実質的な取得価額が一定期間の当社株式の平均価格相当（詳細は後記のとおり）になるよう、後日、当社株式を用いた調整を行うため、最終的な取得株式数は変動する可能性があります。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

上記のとおり、本自己株式取得は、本買付日において実施される予定ですが、現時点においてその具体的な実施日は未定です。本自己株式取得の実施日、買付価格、買付株式数等の詳細は、当社による決定がなされた後、速やかに開示いたします。

3．取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数（予定）	50億円を本買付価格で除した株式数（単元未満株式は切り捨て）
(3) 取得価額の総額	上記(2)の取得する株式の総数（予定）に本買付価格を乗じた額
(4) 取得予定日	2026年11月10日から2026年11月16日のいずれかの取引日
(5) 取得結果の公表	本自己株式取得の実施後に取得結果を公表します。

（ご参考）

2026年9月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く。）	105,831,069株
自己株式数	6,174,567株

4．一括取得型自己株式取得（Accelerated Share Repurchase）について

本件における自己株式取得の手法は、米国において一般的に用いられている Accelerated Share Repurchase（以下「ASR」といいます。）という手法です。

当社は、今回の自己株式取得を実施するにあたり、以下に記載の理由により、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券より提案されたASRによる手法（以下「本ASR取引」といいます。）が、50億円相当の自己株式取得を期間内に確実に行いたいという当社のニーズを充足し得る最良の選択肢であると判断いたしました。

市場買付による自己株式取得方法のうち、通常の立会取引で自己株式を取得するスキームとしては、当社が個別に発注するもの、証券会社による一任勘定取引、信託会社の利用等、様々な手法が存在しますが、当社が今回企図している 50 億円規模の自己株式取得を行う場合、当社株式の市場における売買高を勘案すると、いずれの手法も自己株式取得が終了するまでに一定の期間を要することになることが想定されます。また、ToSTNeT-3 において買付の委託を行うのみの場合には、上記の手法と異なり、取引自体は1日で終了するものの、株主の皆様による売付注文の数量次第では、当社が企図していた規模の自己株式の取得ができない可能性があります。

この点、本ASR取引を採用すると、以下に詳述するとおり、新株予約権の発行に係る手続きを要するものの、当社が企図する自己株式取得取引が1日で終了することに加えて、株主の皆様による売付注文が 50 億円相当額に達しない場合であっても、不足額についてはモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券が当社株式の借株をした上で売付注文を行う予定であることから、50億円相当の自己株式取得をより確実に行うことが可能になります。

なお、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券及びその関係会社（以下総称して「モルガン・スタンレー」といいます。）による売付に関する情報が東証のホームページ

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

（https://www.jpx.co.jp/markets/public/short-selling/index.html）において公表されるとのことですので、ご参照ください。

＜本 ASR 取引の概要＞

当社はまず、本買付日に、ToSTNeT-3 により１株あたり本買付価格で、50 億円に相当する自己株式を取得します。本自己株式取得にあたっては、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券が借株をしたうえで売付注文をする予定ですので、本自己株式取得に際して株主の皆様が売付注文をしない場合であっても、当社は、50 億円相当の自己株式を取得できる見込みです。モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券からは、市場からの借株により、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券による 50 億円相当の当社普通株式の売付注文は可能な見込みである旨聞いておりますが、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券は、上記３.の取得に係る事項に関する詳細の決定後に当社株式の借株を行うことから、現時点でモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券の売付注文額は確定しておりません。なお、ToSTNeT-3 では一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者であるモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券の自己の計算に基づく売付注文に優先されますので、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券による売付注文の約定額は一般の株主の皆様からの売付注文分だけ減少します。

モルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券による本自己株式取得における売付注文の約定の後、借株の返済を目的として自らの判断と計算において当社株式を株式市場の内外で取得する予定です（以下「ショートカバー取引」といいます。）。

次に、本自己株式取得においてモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券から取得した株式については、当社による実質的な取得単価が、本自己株式取得以降の一定期間の各取引日の当社株式の普通取引の売買高加重平均価格（ＶＷＡＰ）の算術平均値に 99.79%を乗じた価格に、一定の調整を加えた価格である平均株価（「【本 ASR 取引において当社が発行する新株予約権に関して】１．募集の概要　（６）行使時の交付株式数の算定方法」において定義します。）と同じになるように、別途、本 ASR 取引において本新株予約権の割当予定先であるモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券（以下「割当予定先」ということがあります。）との間で当社株式を用いた調整取引を行います。

具体的には、①平均株価が本買付価格よりも高い場合は、本新株予約権の行使により、「本自己株式取得において割当予定先が売却した当社普通株式の数」（以下「基準株式数」といいます。）から「本自己株式取得において割当予定先が売却した当社普通株式の売却金額（以下「基準金額」といいます。）を平均株価で除して得られる株式数」を控除して算出される数の当社普通株式を割当予定先に交付し、逆に、②平均株価が本買付価格よりも低い場合は、「基準金額を平均株価で除して得られる株式数」から基準株式数を控除して算出される数の当社普通株式を割当予定先から無償で取得することを合意しております。「基準株式数」、「基準金額」及び「平均株価」のいずれについても、詳細は「【本 ASR 取引において当社が発行する新株予約権に関して】１．募集の概要　（６）行使時の交付株式数の算定方法」をご参照ください。

かかる取得株式数の調整は、モルガン・スタンレーが必要と判断するショートカバー取引の完了の有無にかかわらず、2027 年 2 月 12 日から 2027 年 4 月 12 日まで（但し、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券が市場混乱事由発生日（当社株式に関する取引制限等が課される等、本割当契約において定められる一定の事由が発生したとモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券が合理的に判断した取引日をいいます。以下同じです。）が発生した旨を申告した場合には、発生した日数に相当する取引日だけ、最長 2027 年 4 月 26 日まで延長されます。）に行われる予定で、最終的な取得株式数が確定した際には、別途、開示をする予定です。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

【本 ASR 取引において当社が発行する新株予約権に関して】

１．募集の概要

（1） 割当日	2026 年 11 月 20 日
（2） 新株予約権の総数	1 個
（3） 払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
（4） 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：50 億円を本買付価格で除した株式数（単元未満株式は切り捨て）（上限）※ ※上限の潜在株式数は、本自己株式取得において一般の株主の皆様からの売付注文がなく、かつ、仮に、以下に定める基準金額÷平均株価がゼロとなった場合を前提とした株式数
（5） 行使時の出資金額	1 円
（6） 行使時の交付株式数の算定方法	交付株式数＝(ⅰ)基準株式数－(ⅱ)基準金額÷(ⅲ)平均株価 ※単元未満株式は切り捨て、0 を下回る場合には 0 株とする。 (ⅰ)「基準株式数」は、本自己株式取得において、割当予定先が売却した当社普通株式の数と同数とする。 (ⅱ)「基準金額」は、本自己株式取得において、割当予定先が売却した当社普通株式の売却金額と同額（上限 50 億円）とする。 (ⅲ)「平均株価」は、下記(a)に下記(b)を加えた数値（小数第 5 位まで算出し、その小数第 5 位を四捨五入します。）をいう。 (a)本買付日の翌取引日（同日を含みます。）から本新株予約権の行使請求の効力発生日（以下「行使請求日」といいます。）の直前取引日（同日を含みます。）までの期間の各取引日（但し、本新株予約権の発行要項に定める除外市場混乱事由発生日を除きます。）の東証における当社普通株式のＶＷＡＰの算術平均値に 99.79%を乗じた数値 (b)本買付日の翌取引日（同日を含みます。）から行使請求日の直前取引日（同日を含みます。）までの期間のいずれかの日を権利付最終日とする各配当との関係で、①当該配当の 1 株当たりの配当額（配当決議が行使請求日の直前取引日までに行われていない場合には、行使請求日時点で当社が公表済の最新の予想配当額とします。但し、各期末配当については 35 円を控除し、当該控除後の金額が 0 円を下回る場合には、0 円とします。）に、②当該配当に係る権利落ち日（同日を含みます。）から 2027 年 4 月 23 日（同日を含みます。）までの取引日数を乗じた数値を、③本買付日の翌取引日（同日を含みます。）から 2027 年 4 月 23 日（同日を含みます。）までの取引日数で除した数値（以下「配当調整額」といいます。）を算出したうえで、各配当に係る配当調整額を合計した数値
（7） 募集又は割当方法（割当予定先）	モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券に対する第三者割当方式
（8） その他	当社は、割当予定先との間で、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない場合（本割当契約上、本新株予約権を行使した場合に交付される株式数が 0 株となる場合、割当予定先は本新株予約権を行使することはできず、当社に対して本新株予約権の行使を行わない旨の通知を行わなければならないこととされています。）、株価の状況に応じて割当予定先から一定数の当社株式を無償で取得する予定です。詳細については、別記「２．本新株予約権の特徴」及び別記「３．割当予定先等　(3)その他」をご参照ください。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

２．本新株予約権の特徴

(1) 本新株予約権の構成、行使により交付される株式数及び行使の際に払い込まれる出資金額

・本新株予約権は全１回号で構成されており、発行される新株予約権の数は１個です。

・交付株式数は、平均株価の水準に応じて増減し、本買付価格よりも平均株価が上昇するほど交付株式数が増加する仕組みとなっております。

・行使の際に払い込まれる出資金額は、１円です。

(2) 発行条件の確定

・交付株式数の算定に用いられる、基準株式数及び基準金額は本買付日において実施する ToSTNeT-3 の条件（本買付価格、買付株式数等）及びその結果によって確定します。ToSTNeT-3 において株主の皆様からの売付注文があった場合は、その額だけ事後調整を要する対象株式数が減ることとなり、交付株式数の数量が減額されることになります。

(3) 本新株予約権の行使可能期間

・本新株予約権の行使可能期間は、2027 年 2 月 12 日から 2027 年 4 月 26 日までの期間です。但し、本新株予約権の行使は、モルガン・スタンレーが必要と判断するショートカバー取引を完了した後、2027 年 4 月 12 日まで（但し、割当予定先が市場混乱事由発生日が発生した旨を申告した場合には、発生した日数に相当する取引日だけ、最長で行使可能期間最終日まで延長されます。）に行われる予定です。

(4) 本新株予約権の取得

・本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の取得を可能とする旨の条項は付されていません。

(5) 行使が行われない場合の当社株式の追加取得

・割当予定先は、平均株価が本買付価格よりも低くなり、本割当契約に従って本新株予約権の行使を行わない場合（本新株予約権を行使した場合に交付される株式数が 0 株となる場合）には、当社にその旨を通知し、当社に対して、基準金額を平均株価で除して得られる株式数から基準株式数を控除した株式数の当社株式を無償で譲渡することになっております。

３．割当予定先等

(1) 割当予定先の概要（2026 年 3 月 31 日現在）

① 商号	モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社
② 本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 7 号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田村 浩四郎
④ 事業内容	金融商品取引業
⑤ 資本金の額	62,149 百万円（2026 年 3 月 31 日現在）
⑥ 設立年月日	1984 年 4 月 16 日（モルガン・スタンレー・インターナショナル・リミテッド東京支店の設立日）
⑦ 発行済株式数	100,000 株（2026 年 3 月 31 日現在）

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

⑧ 事業年度の末日	3月31日
⑨ 従業員数	928名（2026年3月31日現在、使用人兼務役員を含まない。）
⑩ 主要取引先	機関投資家、政府機関、事業法人及び金融法人
⑪ 主要取引銀行	株式会社三菱ＵＦＪ銀行
⑫ 大株主及び持株比率	MM パートナーシップ 99.94% モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 0.06%
⑬ 当社との関係等	
資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：39,781株 （2026年3月31日現在） 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）

決算期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
純資産	198,831	211,624	232,121
総資産	13,694,207	14,344,393	17,283,655
1株当たり純資産(円)	1,988,310	2,116,240	2,321,210
純営業収益	135,848	153,208	168,281
営業利益	47,689	47,318	56,321
経常利益	46,961	47,149	57,083
当期純利益	32,695	31,951	35,444
1株当たり当期純利益(円)	326,950	319,510	354,440
1株当たり配当金(円)	233,790	159,890	177,280

※ 割当予定先であるモルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券は東証の取引参加者であることから、東証に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書は提出しておりません。

(2) 株券貸借に関する契約

当社株主と割当予定先との間で株券貸借に関する契約の締結はございません。

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(3) その他

当社は、割当予定先との間で締結した割当契約において、下記の内容について合意しています。

＜本新株予約権の行使が行われない際の当社株式の追加取得＞

割当予定先は、本新株予約権の行使を行わない場合には、当社にその旨を通知し、当社に対して、「基準金額を平均株価で除して得られる株式数」から基準株式数を控除して算出される数の当社株式を無償で譲渡する。

＜割当予定先による新株予約権の譲渡制限＞

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の書面による同意を要するものとする。

４．本新株予約権の発行条件が合理的であると判断した根拠

本新株予約権は本 ASR 取引における調整取引のために発行されるものですが、当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結した割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の権利行使が行われない場合には、割当予定先から一定数の当社株式が無償で提供される等の割当契約記載の条件も考慮しつつ、当社株式の株価変動率、本新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しました。当社は、割当予定先が取得する本 ASR 取引における地位は単に将来の一定の時点までの株価の騰落を事後的に精算するという地位に過ぎず、株価は基本的に上下どちらにも変動しうる以上、積極的な価値を持たず、本新株予約権及び無償取得条項を一体として評価すれば価値は零であると評価できることから、赤坂国際会計の評価を参考にしつつ、本新株予約権の内容を勘案の上、無償での本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととといたしました。また、本新株予約権について、当社監査等委員会（4 名中 3 名が社外取締役）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

５．企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、現時点における当社の株価水準に照らすと、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数は発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の 25%未満となること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権が行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

以　上

お問い合わせ先
IR広報部　　電話番号06-6202-6016

この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。